

○国土交通省令第三号

道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第二十八条第一項の規定に基づき、旅客自動車運送事業運輸規則の一部を改正する省令を次のように定める。

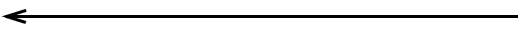
平成三十一年一月十八日

国土交通大臣 石井 啓一

旅客自動車運送事業運輸規則の一部を改正する省令

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。



| | |
|-----|---|
| 改正後 | <p>(物品の持込制限)</p> <p>第五十二条 一般乗合旅客自動車運送事業者の事業用自動車を利用する旅客は、次に掲げる物品を自動車内に持ち込んで서는ならない。ただし、品名、数量、荷造方法等について、別表で定める条件に適合する場合は、この限りでない。</p> <p>一〇九 (略)</p> <p>十一〇 刃物</p> <p>十一〇 刃物</p> <p>十一〇 刃物</p> <p>別表</p> <p>一〇七 (略)</p> <p>八〇 刃物であつて、他の旅客に危害を及ぼすおそれがないようにこん包してあるもの</p> <p>九〇 (略)</p> |
| 改正前 | <p>(物品の持込制限)</p> <p>第五十二条 一般乗合旅客自動車運送事業者の事業用自動車を利用する旅客は、次に掲げる物品を自動車内に持ち込んで서는ならない。ただし、品名、数量、荷造方法等について、別表で定める条件に適合する場合は、この限りでない。</p> <p>一〇九 (略)</p> <p>十一〇 (新設)</p> <p>十一〇 刃物</p> <p>別表</p> <p>一〇七 (略)</p> <p>八〇 (新設)</p> <p>九〇 (略)</p> |



附 則

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。